

青森県報

第四千五百八号

平成三十年
九月二十八日
(金曜日)

目次

規則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
○青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉政策課) ……一

告示

○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……三
○道路の区域の変更……………(道路課) ……三

公告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……三
○建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……四

公営企業

○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院事務局) ……四

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第三十三号ウ中「第七十八条第一項」を「第七十七条の第二項、第七十八条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則(平成七年三月青森県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「法」を「法第七十七条の二第一項の規定による徴収金に係る法」に、「徴収金充当申出書」を「生活保護法第七十七条の二第一項の徴収金充当申出書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七十八条第一項の規定による徴収金に係る法第七十八条の二第一項又は第二項の申出は、生活保護法第七十八条第一項の徴収金充当申出書(第四十五号様式)によらなければならない。

第三十九号様式中

就労自立給付金支給額決定欄

就労自立給付金支給額決定欄			
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

を

就労自立給付金支給額決定欄			
算定対象期間	収入充当額	最低給付額	
		算定率	積立額

改める。
 第四十四号様式中「徴収金充当申出書」を「生活保護法第78条第1項の徴収金充当申出書」に改め、同様式を第四十五号様式とし、第四十三号様式の次の一様式を加える。

第44号様式（第23条関係）

生活保護法第77条の2第1項の徴収金充当申出書

私は、 年 月分からの保護金品等（保護金品（金銭に限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額のうち、 地域県民局長と協議し定める額について、当該保護金品等の交付又は支給の期日をもって、 年 月 日付け 第 号費用徴収額決定通知書に基づき生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の納入に充てる旨を、同法第78条の2第1項及び第2項の規定に基づき申し出ます。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から徴収金の納入に充てるものとします。

年 月 日

住所
氏名



地域県民局長 殿

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

告

示

青森県告示第六百五十九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成三十年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分 名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日

青森県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	青森県漁業協同組合連合会	赤石 憲二	青森市安方一丁目一の三	平成 二九・六・二〇
変更後		三津谷 廣		

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二八〇号	青森市大字瀬戸子字磯田二五四の二から 青森市大字瀬戸子字神田三の三まで	前	七・六三メートルから 八・二一メートルまで	三七・三四メートル		
2	県 道	泊陸奥横浜 停車場線	上北郡横浜町字太郎須田三の三から 上北郡横浜町字太郎須田三の三まで 上北郡横浜町字太郎須田三の一から 上北郡横浜町字太郎須田三の三まで	前	一〇・八六メートルから 一一・七三メートルまで	一四・九五メートル		
				後	一八・〇一メートルから 一八・〇六メートルまで	三七・三四メートル		
				後	一〇・九〇メートルから 三九・四四メートルまで	一四・九五メートル		

公

告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

- 一 灰化システム ニセツト
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
 - 三 契約の方法
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
平成三十年八月二十日
 - 五 落札者の名称及び住所
共立医科器械株式会社
岩手県盛岡市愛宕町一五の九
 - 六 落札金額
五千六百九十七万円
 - 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされっていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
 - 八 入札の公告を行った日
平成三十年七月九日
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成三十年九月二十八日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 有限会社三幸トイヨー住器
 - 二 代表者の氏名 藤田積
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字阿部野九〇
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一〇〇五七八号
 - 五 取消年月日 平成三十年九月十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中央病院の項中

健康推進室	室長、次長
健康推進室	室長、次長、健康推進官
に改	を

める。

別表第二医療安全推進官の項の次に次のように加える。

健康推進官	健康増進に関する指導及び調整の事務に従事する。
-------	-------------------------

附 則

この規程は、平成三十年十月一日から施行する。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円四十四銭